

金融再生プログラム」作業工程表

金融再生プログラム  
公表(10月30日)

実施済

作業工程表公表  
(11月29日)

年内に対応

年度内に対応

(注)15年3月期決算に関し対応する措置を含む

1.新しい金融システムの枠組み	中小企業金融	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業貸出に関する担い手の拡充(銀行免許認可の迅速化)</li> <li>中小企業再生をサポートする仕組みの整備(RCC信託機能の活用スキームの創設等)</li> <li>中小企業の実態を反映した検査の確保</li> <li>「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の創設</li> <li>「貸し渋り・貸し剥がし検査」の実施(ホットラインで得た情報の整理・分析体制の整備等)</li> </ul>	<p>中小企業貸出信託会社の検討を開始</p> <p>検査 監督で活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出(早期健全化法に基づく履行状況報告を受け対応)</li> </ul>
	特別支援	<p>必要があれば「特別支援」の枠組みを即時適用</p> <p>特別支援」を介した企業再生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>DPファイナンスへの保証制度(中小企業庁が国会法案提出、成立)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融問題タスクフォースの立上げ(事業計画のモニタリング)</li> <li>新しい公的資金制度の検討開始(必要性などについて、金融審議会で議論を開始(半年程度で結論))</li> <li>時価の参考情報としての自己査定を活用(考え方を整理)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査官の常駐の派遣(銀行法、商法等の関係にも留意しつつ、具体的な実施方法について整理し、必要な対応等)</li> <li>管理会計上の勘定分離の具体的仕組みを整理</li> </ul>
2.新しい企業再生の枠組み	企業再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>RCCの一層の活用と企業再生(企業再生機能の強化、企業再生ファント等との連携強化)</li> <li>貸出債権取引市場の創設(検討要請)</li> <li>企業再生のための環境整備(関係府省に要請)</li> <li>産業再生・雇用対策戦略本部、産業再生機構(仮称)設立準備室の設置等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>RCCの企業再生機能の強化(RCC保有債権の回収・売却の促進に関する基本的考え方を整理・公表)</li> <li>証券化機能の拡充(基本的考え方を整理・公表)</li> </ul>	
3.新しい金融行政の枠組み	資産査定厳格化	<ul style="list-style-type: none"> <li>DCF的手法の採用、引当金算定における期間の見直しについて検討開始(公認会計士協会に特別チームを設置。同協会との連絡協議会を設置)</li> <li>「デット・エクイティ・スワップ」の時価評価を要請(主要行、公認会計士協会)</li> <li>自己査定と金融庁検査の格差公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一(体制整備。15年1月からの検査で適用)</li> <li>再建計画検証チームを設置(厳格な検証)</li> <li>財務諸表の正確性に関する経営者による宣言(金融審議会で結論。内閣府令を改正)</li> <li>自己査定のは正不備に対する行政処分の強化(事務ガイドラインを年内に改正)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DCF的手法について公認会計士協会での検討の結論、検査マニュアルの改正</li> <li>担保評価の厳正な検証(各行における実態を調査の上、考え方を整理し、主要行に要請)</li> <li>特別検査の再実施</li> </ul>
	自己資本の充実	<p>繰延税金資産の厳正な評価、監査を要請(主要行、公認会計士協会)</p>	<p>繰延税金資産の算入上限について、金融審議会で検討開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者割当増資について、事務ガイドラインを整備</li> <li>自己資本比率に関する外部監査の導入(銀行法施行規則等において定める業務報告書の様式の見直し)</li> </ul>
	ガバナンスの強化	<p>外部監査人による厳正な監査(公認会計士協会に要請)</p>	<p>早期是正措置の厳格化 } (事務ガイドラインを年内に改正)</p> <p>・「早期警戒制度」の活用 }</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的資本注入行に対するガバナンスの強化</li> <li>優先株の普通株への転換の諸条件について、ガイドライン整備</li> <li>健全化計画未達先に対する業務改善命令の考え方、責任の明確化等</li> </ul>
4.今後の対応				<ul style="list-style-type: none"> <li>中小・地域金融機関の不良債権処理については、「リレーションシップバンキング」のあり方を金融審議会で検討の上、年度内を目標にアクションプログラムを策定</li> </ul>